

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

大阪府立寝屋川支援学校

平成26年1月28日制定

令和7年4月17日改訂

目次

第1章 いじめ防止等のための基本的な考え方.....	1
1 基本理念	
2 いじめの定義	
第2章 いじめの防止等のための組織	2
1 「いじめ対策委員会」	
2 取組状況の把握と検証（PDCAサイクルを通した検証）	
3 年間計画	
第3章 いじめの防止等に関する措置	4
1 未然防止	
(1) 子供の人権意識を育む	
(2) 防止のための措置	
2 早期発見	
(1) 小さな変化を見逃さない	
(2) 情報を共有し迅速に対応する	
(3) 早期発見のための措置	
第4章 いじめへの対処	6
1 基本的な考え方	
2 いじめ発見・通報を受けたときの対応	
3 いじめを受けた児童生徒又はその保護者への支援	
4 いじめを行った児童生徒への指導又はその保護者への助言	
5 いじめが起きた集団への働きかけ	
6 ネット上のいじめへの対応	
7 いじめ解消の定義	
第5章 重大事態への対処	8
第6章 その他.....	9
1 初期対応に課題のある事例	
2 「人権教育推進委員会」	
3 参考(関係)資料一覧	

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題です。全教職員は、いじめが全ての子どもに起こりうる問題と認識し、いじめの加害者はもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も含め、「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢で、どんな些細な兆候に対しても、必ず親身になって取り組み、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになります。

児童生徒がお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような豊かな感性を身につけていくこと、規範意識を高め、仲間とともに問題を主体的に解決するためのコミュニケーション能力を育成していかなければなりません。全教職員が、児童生徒一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援し、対等で豊かな人間関係を築くための人権教育や道徳教育に粘り強く取り組むことが必要です。

本校では、大阪の教育が大切にしてきた「互いの違いを認め、子ども一人ひとりの力を伸ばす教育」を実践するため、人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されています。（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々あります。したがって、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

具体的ないじめの態様として、以下のようなものが考えられます

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべき場合があります。また、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらは、被害者の心情や状況等に配慮したうえで、早期に警察と連携した対応を取る必要があります。

Ⅰ 「いじめ対策委員会」

特定の教職員で問題を抱え込まず、組織的に対応し、より実効的な問題の解決を図ります。

定例会に加え、事案発生時は委員会を開催し、組織的に対応を検討し、教職員全体へ周知します。

開催は、生徒指導主事が行う。（事案発生時は、各学部からの申し出により生徒指導主事が招集する）

（Ⅰ）構成員

校長、准校長、教頭、首席、（指導教諭）、部主事、生活指導部長、生徒指導主事、養護教諭

※事案発生時（いじめ対策拡大検討委員会）に開催する場合

上記に加え、[当該学部 Co、当該学年主任、当該担任]が参加する。

同事案2回目以降（進捗状況確認等）開催する場合

当該学部構成員のみを原則とするが、内容により判断とする。

（Ⅱ）役割

（ア）未然防止

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

（イ）早期発見・事案対処

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

（ウ）学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む。）

2 取組状況の把握と検証（PDCAサイクルを通した検証）

いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、いじめ対策委員会を、学期 1 回及び事案発生時に開催し、取組みの進捗状況、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

3 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

大阪府立寝屋川支援学校 いじめ防止年間計画	
4月	いじめ対策委員会（年間計画の確認等）【第1回】 「学校いじめ防止基本方針」の周知（HP 掲載、e メッセージ送信） 「あいさつ運動」による豊かな人間関係の形成（通年：生活指導部） 道徳・人権教育（通年：学習活動）
5月	家庭訪問・懇談（家庭での様子等の把握） PTA総会「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 運動会（小・中・高：実態把握等）
6月	いじめアンケート実施・集計・公表 いじめ対策委員会（アンケート結果確認等）【第2回】
7月	教職員人権研修
8月	
9月	
10月	懇談（家庭での様子等の把握）
11月	いじめアンケート実施・集計・公表 いじめ対策委員会（アンケート結果確認等）【第3回】
12月	学習発表会（小・中・高：実態把握等）
1月 2月	いじめアンケート実施・集計・公表 いじめ対策委員会（アンケート結果、振り返り等）【第4回】
3月	懇談（家庭での様子等の把握）

※年1回泊行事（小5、6・中2、3・高2、3）及び年2～3回校外学習（小・中・高）の実施〔実態把握等〕

第3章 いじめの防止等に関する措置

Ⅰ 未然防止

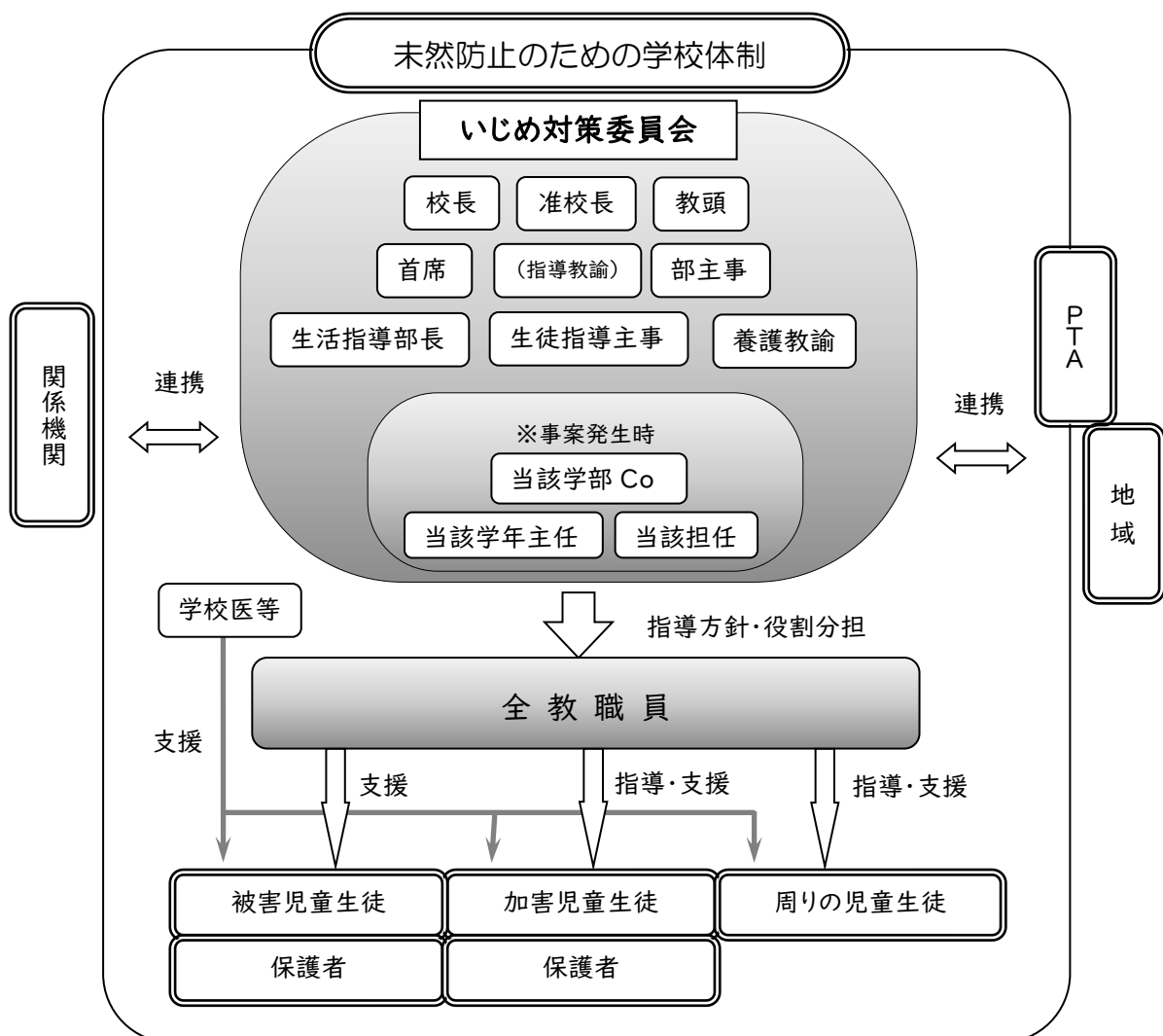
(1) 子供の人権意識を育む

いじめを生み出さないために、一人ひとりが違いを認め合い、お互いを尊重しあうことによって、いじめを許さない集団作りを進めていく必要があります。

児童生徒が目的を持った学校生活を送り、クラス集団や自主活動の集団の中で信頼と協調に基づく人間関係の中で、規律を守る力やコミュニケーション力を育てていくための取り組みを、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの機会を通じて、総合的に推進していく必要があります。

その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていく必要があります。日常からいじめに関する問題に対しての教職員の意識を醸成するとともに、計画的・組織的に取り組むために、いじめ対策委員会を設置し、全教職員が対応します。

本校は、大阪府立学校として「ともに学び、ともに育つ」教育を推進し、日常的に教職員が児童生徒及び保護者との心のつながりを深めることに留意し、学校のすべての教育活動を通して児童生徒の豊かな人間性と社会性を育て、自己実現の達成を目指している。これを実践することが、いじめ防止につながると考える。



(2) 防止のための措置

① 「いじめ対策委員会」の設置、校内研修の実施

いじめは絶対に許さないという全教職員での共通理解を図る。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

教育活動全体を通じて社会性を育むとともに、幅広い体験活動の機会を設け、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うことで、解決する力や周囲への影響を判断する行動力等、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

③ 校内巡回等の実施

いじめが生まれる背景を踏まえ、教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないような組織を形成する。

④ 自己有用感や自己肯定感を育む

すべての児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができるよう教育活動全体を通じて取り組む。また、教員授業見学を実施し、授業改善等に努める。

2 早期発見

(1) 小さな変化を見逃さない

いじめは他人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、他人が気づきにくく判断しにくい形で行われることがあります。小さな兆候であっても、早い段階からの確に関わりを持つことが何より大切です。

(2) 情報を共有し迅速に対応する

多くの場合、いじめの実態を把握することは個人では困難であるので、小さな変化やいじめの兆候を見つけた場合は、一人で抱え込むことなく、相談できる者と情報を共有し、迅速に対応しなければなりません。いじめを生み出さないために、一人ひとりが違いを認め合い、お互いを尊重しあうことによって、いじめを許さない集団作りを進めていくことが必要です。

(3) 早期発見のための措置

① 各学期1回アンケート実施、定期的な実態把握の実施

毎日の観察や行事等での実態把握、懇談での実態把握を行う。

② 教職員間及び生徒との連携

日ごろから教職員間で情報共有を行う。

【情報共有：担任→学年→学年主任→部主事→生徒指導主事】

児童生徒との信頼関係を築くために、日ごろから円滑なコミュニケーションを図る。

③ 保護者・地域（外部機関）との連携

連絡帳等を通じて、日ごろから良好な人間関係づくりに努める。

日ごろから地域や外部機関と連携し、取り組んでいく。

1 基本的な考え方

いじめ（あるいはいじめの可能性）が確認された場合、まずはいじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全確保が最優先である。関係者で緊密に連携した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事実関係の確認を行う。

いじめた児童生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然とした姿勢で示すことが必要である。自分の行為についてしっかりと振り返り、反省できる環境を整えていく。

いじめた児童生徒の保護者との連携が重要であり、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得たうえ、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めている。

いじめた児童生徒自身には深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合もあり、いじめた児童生徒が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るようにしていくためには、学校の教職員組織全体での継続的で粘り強い説諭や、当事者の児童生徒との話し合いなどにとどまらず、地域の関係者などの協力も得ながら、情緒的な安定を獲得していく中で、成長支援の観点を踏まえ規範意識や社会性を育成していく。

また、必要に応じて警察や福祉機関との連携による指導も検討していく。

※具体的な生徒や保護者への対応については、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」（p9）を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から積極的に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めるとともに、児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や部主事等に相談する。

生徒指導主事と情報を共有し、生徒指導主事が委員会を開催する。

その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合

いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(6) アセスメントの観点

対応が難しい事案については、できるだけ早い段階からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、多角的な観点から組織的な対応を進めることが求められます。

ケース会議では、アセスメント(いじめの背景にある人間関係、被害生徒の心身の傷つきの程度、加害行為の背景、加害生徒の抱える課題等)を行い、そのアセスメントに基づいて、被害生徒への援助方針及び加害生徒への指導方針、周囲の生徒への働きかけの方針についてプランニングを行います。

3 いじめを受けた児童生徒又はその保護者への支援

(1) いじめを受けた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。

当該児童生徒に寄り添い支える体制をつくり、当該児童生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、関係機関と連携して対応を行う。

(2) いじめを受けた児童生徒の保護者と連絡を密に取り合う。

当該児童生徒の様子を共有し、些細な兆候も見逃さないようにする。

4 いじめを行った児童生徒への指導又はその保護者への助言

(1) 指導(対応)にあたる場合

複数の教職員で対応する。また、必要に応じて関係機関と連携し、組織的に、いじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。

(2) 速やかにいじめを止めさせたいうえで、いじめを行ったとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(3) 事実関係を聴取した場合

迅速にいじめを行った児童生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(4) いじめを行った児童生徒への指導上の留意点

いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめを行った児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調したりした児童生徒の中にも様々な思いを抱えているということを認識する。

いじめを受けたものの立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげていく。

(2) 当事者だけの問題ではなく、いじめが起こった集団一人ひとりの課題であることを認識させる。

はやしたてたり、おもしろがったりして見ている「傍観者」や見て見ぬふりをしていた「傍観者」であっても、いじめを受けている児童生徒にとっては孤独感や孤立感を強める存在であること理解させていく。

6 ネット上のいじめへの対応

(1) ネットや SNS 上に不適切な書き込み等があった場合

問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(2) 書き込みへの対応

削除要請等、被害を受けた生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

(3) 生徒への指導及びその保護者に対して必要な啓発活動を行う

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、携帯電話等へのフィルタリングの普及促進や情報モラル教育を効果的に活用する。また、情報モラル教育を進めるため、各教科において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間:少なくとも3か月を目安)

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行い、いじめ対策委員会と連携して状況を把握し、対応する。

第5章 重大事態への対処

【重大事態の意味】(いじめ防止対策推進法第28条)

学校または学校の設置者が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として以下の場合が記されています。

○ 生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合

- (例)
- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合

(大阪府いじめ防止基本方針 p9 参照)

○ いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合

- 相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。
児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校及び学校の設置者の判断で調査に着手することが必要。

【重大事態の報告】

重大事態が発生もしくは疑いが生じた場合は、校長・准校長は直ちに学校の設置者（府教育庁）に報告し、学校の設置者は、速やかに知事に事態発生について報告を行います。　《府立学校 → 府教育庁 → 知事 → 国》

生徒が一定期間、連続して欠席しており、その原因としていじめが考えられるような重大事態の疑いのある事案が生じた場合には、学校は、欠席期間が 30 日に到達する前から教育庁に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合はよく教育庁と協議するなど、密に連携しながら丁寧に対応することが重要である。

第6章 その他

（Ⅰ）初期対応に課題のある事例（【R7 改訂版】いじめ初期対応のてびき^{〔抜粋〕}）

・CASE I

AはBと同じグループの一員であったが、5月頃からAはグループメンバーより、からかいや嫌がらせを受けるようになってきた。その行為を見つけた教科担当が、Aに話を聞くと「仲間だから『嫌なことは嫌』と言っているから大丈夫。何もしないで。」との返答があった。

教科担当は、Aから「大丈夫」と返答があったものの、その際のAの表情が気になったので、その事を担任に伝えた。

担任は学年主任へ共有し、再度、担任と学年主任がAに話を聴いたが、返答は同じであった。

担任と学年主任は管理職へ報告した。学校いじめ対策組織を開催し、「いじめの疑い」として情報共有を行った。今後、Aの見守りとグループ内での様子を注意深く観察すること、定期的に担任がAへの聴き取りを行うことを確認した。また、HR活動にて「相手の気持ちを考える」スキルトレーニングなどを実施した。

Aは、1学期は休むことなく登校できていたが、夏休み明けより登校できなくなり、Aの保護者から担任へ「4月からずっとグループの生徒から嫌がらせを受けている」と訴えがあった。

担任は、Aの保護者へ5月からの経緯を伝えたところ、Aの保護者からは、情報共有がされなかったことに対する叱責があり、その後の学校の対応について、保護者から理解・協力を得られず、対応に苦慮した。

【課題】

Point I	5月に学校が疑いを認知したが、Aから「何もしないで」と言われたので、Aの保護者へ連絡しなかった。
---------	--

・CASE II

Aは同じクラスのBより、Aに関する中傷を含む事実とは異なる噂をクラス内で広められた。

噂が広まっていることを知ったAは、登校しづらくなり欠席する日が増えていった。

一か月ほどそんな状態が続いたあと、Aの登校状況を心配した担任がAに声をかけた。Aからは「自分の噂が広まっていて不安」という相談があったが、担任は一方的ないじめに当たるという認識を持つことなく、学年団の教員と情報の共有はしたが、具体的な対応につながらなかった。

その後半年程度、Aが週1、2日欠席する状況が続いた。

担任は、保護者と密に連絡をとり、丁寧にAの様子を確認していたが、「欠席している分の学習支援」に注力していた。

ある日、AとBが教室で激しく喧嘩をしており、喧嘩について教職員が聴き取りをしたことで、はじめて半年前からの状況を学校いじめ対策組織が把握することになった。

学校はすぐに学校いじめ対策組織を開催し、半年前の行為をいじめと認定したが、この時点でAの欠席日数は30日を超えていたため、同時にいじめ重大事態としても認定した。

【課題】

Point1	担任は欠席が増え始めたAの登校状況を心配してAに声をかけたが、相談内容がいじめに当たるという認識を持たなかった。
Point2	教職員間で情報共有はされたが、組織対応につながらなかった。
Point3	週1、2日欠席する状況が続いているのに、噂をされていることに関する相談の経過を確認していない。
Point4	SC・SSW等専門人材と連携したAへのアセスメントを行わないまま、「欠席している分の学習支援」に注力してしまった。
Point5	いじめと認定した時点でいじめ行為に起因するAの欠席日数が30日を超えていたため、府教育庁に報告することなく、いじめ重大事態と認定した。

(2)「人権教育推進委員会」

未然防止の観点から、「いじめ対策委員会」とは別に設置する。

人権事案・事象への対応や教員研修等の立案及び開催について検討を行う。

(3) 参考(関連)資料

- ・「生徒指導提要」
- ・「大阪府いじめ防止基本方針(大阪府:R4 年 4 月)」
https://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/ijime_kihonhoushin/
- ・「いじめ防止対策推進法(文部科学省)」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm
- ・「いじめの防止等のための基本的な方針(文部科学省)」
https://www.mext.go.jp/content/20240329-mext_jidou02-000034502_006.pdf
- ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(文部科学省)」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142_00006.htm
- ・「いじめ対応プログラムⅠ・Ⅱ(大阪府)」
- ・「いじめ対応プログラム実践事例集(大阪府)」
- ・「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム(大阪府)」
<http://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/>
- ・「5つのレベルに応じた問題行動へのチャート(大阪府)」
<http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/taiou/>
- ・「いじめ初期対応の手引き(R7改訂版:大阪府)」

(4) 制定・改訂について

平成26年1月28日制定

平成29年4月1日改訂

平成30年7月31日改訂

令和5年11月16日改訂

以降、毎年4月改訂(最新年月日は表紙に記載)